

岩見沢市新病院基本設計コンストラクション・マネジメント業務に関する 公募型プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザル実施の目的

この要領は、岩見沢市新病院基本設計コンストラクション・マネジメント業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、業務仕様書に基づいて、事業者から企画提案を受け、最も優れた提案及び能力を有する者を本業務の優先交渉権者として選定することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 岩見沢市新病院基本設計コンストラクション・マネジメント業務
- (2) 業務内容 詳細は別紙仕様書によるが、本プロポーザル実施を経て優先交渉権者を決定後、協議の上仕様の最終調整を実施するものとする。
- (3) 委託期間 令和5年4月3日から令和6年3月29日まで
- (4) 見積上限 38,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すものである。

3 応募に対する制限

岩見沢市新病院建設工事基本設計業務の受託者（協力会社を含む。）、又はこれらと資本関係、もしくは人的関係のある者は、本プロポーザルに参加することはできない。

〔資本関係又は人的関係のある者〕

- ア 資本関係とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する親会社と子会社の関係にある場合、又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。
- イ 人事関係とは、一方の事業者の代表権を有する役員が他方の事業者の代表権を有する役員を兼ねていることをいう。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 参加者、参加者の役員又は参加者の経営に事実上参加している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 本要領配布開始日以降、岩見沢市入札参加資格者指名停止基準の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 租税等に滞納がないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

- (9) 過去10年間（平成25年4月1日以降）、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項に規定する一般病床が300床以上の病院の新築又は改築において、一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会発行「CM（コンストラクション・マネジメント）業務委託契約約款・業務委託書（2020年8月改訂版）」に記載の「2 基本設計段階」、「3 実施設計段階」、「4 工事段階」のCM業務（以下「CM業務」という。）のうちいずれかの段階について受託し（再委託もしくは共同企業体等での受託を含む。）、業務を完了した実績を1件以上有する者であること。
- (10) 認定コンストラクション・マネジャー（一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会の資格試験に合格し登録した者。以下「CCMJ」という。）が2名以上所属していること。
- (11) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受け、一級建築士の資格を有する者が2名以上所属していること。

5 配置予定技術者の要件

- (1) 参加者は、本業務の実施にあたり、以下の資格要件及び業務実績要件を満たす技術者を配置すること。

技術者	資格要件 (●必須、○いずれか必須)	業務実績要件
管理技術者 (統括責任者)	● CCMJ ● 一級建築士	発注者の業務支援を行うコンストラクション・マネジャーとして、一般病床300床以上の病院の新築及び改築のCM業務を1件以上履行した実績を有する者 CM業務実績を有する者 (ただし、用途が病院のCM業務実績を有する者を高く評価する)
主任技術者 (建築総合)	○ CCMJ ○ 一級建築士	
主任技術者 (構造)	○ CCMJ ○ 構造設計一級建築士	
主任技術者 (電気設備)	○ CCMJ ○ 建築設備士 ○ 設備設計一級建築士	
主任技術者 (機械設備)	○ CCMJ ○ 建築設備士 ○ 設備設計一級建築士	
主任技術者 (建築コスト管理)	○ CCMJ ○ 一級建築士 ○ 建築コスト管理士 ○ 建築積算士	
主任技術者 (工事施工計画)	○ CCMJ ○ 一級建築施工管理技士	

- (2) 提出書類に記載された配置予定技術者は、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由があると認められる場合を除き、変更することができない。

6 スケジュール

内容	日時
実施要領の配布期間	令和5年2月13日（月）～2月24日（金）
実施要領に関する質問期間	令和5年2月13日（月）～2月20日（月）正午
質問に対する回答期限	令和5年2月22日（水）
参加表明書提出期限	令和5年2月24日（金）正午
参加表明書の審査結果通知期限	令和5年3月3日（金）
企画提案書類提出期限	令和5年3月14日（火）午後4時
プレゼンテーションの実施	令和5年3月17日（金）午後（予定）
選定結果の通知	令和5年3月下旬

7 参加方法

(1) 本件に関する質疑

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書、企画提案書等に関する提出書類及び業務実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

- ア 受付方法 公募型プロポーザル質問書（様式第 1 号）に記入の上、データ（Excel 形式）を添付して電子メールにより送信するとともに、到達確認の電話連絡をすること。（送信先及び連絡先は 14 を参照）
※件名を「新病院 CM 業務に関する質問」とすること。
※電話及び口頭等による質問への個別対応は行わない。
- イ 受付期間 令和 5 年 2 月 20 日（月）正午必着とする。
- ウ 回答方法 令和 5 年 2 月 22 日（水）までに当院ホームページへの掲載をもって回答とする。

(2) 参加表明書等の入手方法

参加表明書その他公募に係る資料・様式は、岩見沢市立総合病院のホームページ（<https://www.iwamizawa-hospital.jp/>）からダウンロードすること。

(3) 参加表明手続

本業務に関する公募型プロポーザルに参加を希望する場合は、次に定めるところにより参加表明書等を提出すること。なお、提出期間中に参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加できない。

- ア （様式第 2 号）公募型プロポーザル参加表明書（誓約書）
- イ （様式第 3 号）誓約書
- ウ （様式第 4 号）会社概要
※一級建築士事務所登録証明書(写)及び会社案内又はパンフレット・業務受託実績一覧等（既存資料がある場合）を添付すること。
- エ （様式第 5 号）会社の業務実績調書
※業務の履行実績を示す契約書(鑑)及び業務内容のわかる仕様書の写し（いずれも両面印刷とする。）を添付すること。
※金額や守秘義務により公表できない部分は黒塗り等でも可とする。
- オ （様式第 6 号）配置予定技術者調書
- カ 法人登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行日から 3 か月以内のもの。写し可。）
- キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）※直近決算時のもの
- ク 納税証明書（発行日から 3 か月以内のもの。写し可。）
※国税及び地方税の滞納がないことを示すものに限る。
※都道府県税については、当該業務を主に担当する事業所が属する都道府県のものを提出すること。

- (4) 提出方法 「公募型プロポーザル参加表明書」と明記した封筒に前号の書類を同封し、持参又は送付（書留等発送の事実を証することができる方法とし、提出期限必着とする。）で提出すること。

- (5) 提出部数 各 1 部

- (6) 提出期限 令和 5 年 2 月 24 日（金）正午
（持参の受付は、土・日曜日及び祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで）

(7) 提出先 〒068-8555 北海道岩見沢市 9 条西 7 丁目 2 番地
岩見沢市立総合病院 事務部新病院建設準備室

(8) 参加資格要件の審査

提出された書類に基づき、4 に定める参加資格要件を満たすか確認を行い、令和 5 年 3 月 3 日(金)までに審査結果及び企画提案書提出要請の旨を通知する。

参加資格がないと認められた者は、その理由について、通知を受けた日の翌日から起算して 5 日(土・日曜日、祝日を除く。)以内に書面により説明を求めることができる。当院は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内に書面により回答するものとする。

(9) 辞退

参加表明書を提出した後に辞退する場合は、企画提案書の提出期限までの間に辞退届(様式第 7 号)を持参又は電子メールにより提出すること。

8 企画提案書の作成及び提出

企画提案への参加決定の通知を受けた事業者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出すること。

- (1) 提出書類
- ・(様式第 8 号) 企画提案書(鑑) ※正本のみ
 - ・(様式第 9 号) 別紙 1 「提案課題」による企画提案書(任意様式でも可)
 - ・(様式第 10 号) 参考見積書及び積算内訳書(任意様式)
 - ・企画提案ヒアリング等出席報告書(参加決定通知の際に別途送付する。)
- (2) 提出部数
- ① 正本 1 部、副本 10 部(副本には様式第 8 号は不要)
 - ② 電子データを保存した CD-R(提出書類を PDF 化したもの) 1 枚
- (3) 提出方法 「公募型プロポーザル企画提案書」と明記した封筒に前号①②を同封し、持参又は送付(書留等発送の事実を証することができる方法とし、提出期限必着とする。)により提出すること。
- (4) 提出期限 令和 5 年 3 月 14 日(火) 午後 4 時
(持参の受付は、土・日曜日及び祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで)
- (5) 提出先 〒068-8555 北海道岩見沢市 9 条西 7 丁目 2 番地
岩見沢市立総合病院 事務部新病院建設準備室
- (6) その他
- ・企画提案書は、日本産業規格 A4 判縦、横書き、左綴り、業務実施方針及び提案課題 1~3 ごとに片面 1 ページ(合計 4 ページ)で簡潔に記載し、下部にページ番号を付すこと。
 - ・文字サイズは 10 ポイント以上を基本とする(図表部分はこの限りでない)。
 - ・提案資料は、上記の条件を満たしていれば PowerPoint などを用いた任意の書式で作成して差し支えない。
 - ・提出書類は、正本はステープラーで留めずにクリップ等でまとめ、副本は 1 部ごとにステープラー又は製本ファイル等で留めること。
 - ・参考見積書には、契約期間中に見込まれる経費の総額(消費税相当額を除く。)を記入し、項目別の金額内訳(配置技術者の単価、工数など)を積算内訳書に示すこと。なお、本業務における見積金額は、2(4)に定める見積上限額を超えないこと。

9 企画提案の審査

(1) 審査委員会の設置

企画提案書の審査及び優先交渉権者の選定を行うため、下記構成による「岩見沢市新病院基本設計コンストラクション・マネジメント業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

氏名	役職	職種	備考
小倉 滋明	岩見沢市立総合病院 院長	医師	委員長
高橋 典彦	岩見沢市立総合病院 副院長	医師	副委員長
坂野 靖文	岩見沢市 建設部長	土木	
池田 文隆	岩見沢市 建設部建築課長	建築	
原田 和幸	岩見沢市立総合病院 事務部長	事務	
石塚 良寛	岩見沢市立総合病院 新病院建設準備室長	事務	
清水 一広	岩見沢市 建設部建築課建築担当主幹 兼 岩見沢市立総合病院 新病院建設準備室主幹	建築	

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

審査委員会において、企画提案内容をより深く理解するため、参加者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

ア 実施予定日 令和5年3月17日（金）午後（予定）

※時間及び会場等の詳細については、別途通知する。

イ 出席者 4名以内（パソコン操作者を含む。）

※管理技術者及び主任技術者（建築総合）は必ず参加すること。

※「企画提案ヒアリング等出席報告書」により出席者を報告すること。

ウ 説明時間 20分程度（質疑応答の時間は除く。）

エ 説明方法

- ・提出した企画提案書に記載した内容に基づくものとし、追加資料の配付や差替は認めない（企画提案書の部分拡大や概要版は可とする）。

- ・プレゼンテーションに用いるパソコンは、参加者が準備し持参すること。

- ・当院のモニタ等（HDMI 又は VGA 接続）を使用することができる。

オ その他

- ・プレゼンテーションは、非公開とする。

- ・新型コロナウイルス感染拡大等の状況によっては、プレゼンテーション等をオンライン（WEB 会議）で行う、又は書類審査のみとする場合がある。

10 優先交渉権者の選定及び結果の通知・公表

(1) 評価基準（別紙2）に基づき、参加表明書類による定量評価と、審査委員会による企画提案（プレゼンテーションを含む。）評価を行う。定量評価と企画提案評価の配分は次のとおりとする。

評価項目	評価配点	備考
定量評価	195 点	
企画提案評価	805 点	115 点×7 名
評価点合計	1,000 点	

- (2) 最高点を得た参加者を優先交渉権者（最優秀提案者）、次に点数の高い者を次点者（優秀提案者）として選定する。
- (3) 最高点が同点の場合は、企画提案評価の点数が高い者を優先交渉権者とする。
- (4) 最高点を得た提案者が辞退した場合は、次点者を優先交渉権者とする。
- (5) 参加者が1者のみであった場合は、評価点の合計の得点率が6割以上で、かつ受託候補者として適当であると審査委員会が認めた場合、優先交渉権者とする。
- (6) 選定結果は、企画提案書を提出した者に対し書面により通知するとともに、岩見沢市立総合病院のホームページにおいて公表する。
 - ア 結果の通知 令和5年3月下旬（予定）
 - イ 公表内容 優先交渉権者及び次点者の名称
- (7) 評価結果に対する一切の異議申立ては、受け付けない。

1 1 契約の締結

- (1) 選定結果通知後、優先交渉権者と協議の上、必要に応じて仕様書の修正・追加等を行い、確定した段階で随意契約締結の交渉を行うこととする。
- (2) 選定結果通知日から30日以内に契約交渉が整わないときは、次点者と改めて契約交渉を行うこととする。
- (3) 本業務に係る令和5年度予算が議決されなかった場合、又は歳出予算について減額もしくは削除された場合には、本業務の契約締結を中止し、又は契約を解除することができる。この場合において、生じた損害の賠償を市に請求することができない。

1 2 資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルへの参加資格を失うことがある。

- (1) 参加者が参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合。
- (3) 提出期限、提出場所、提出方法、記載方法等が本要領に適合しない場合。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングに参加しなかった場合（災害や事故など不測の事態による場合を除く）。
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (6) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する不正行為等があったと認められたとき。

1 3 その他

- (1) 本業務の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 企画提案資料の著作権及び知的所有権は参加者に帰属するが、選定作業に必要な範囲で複製を作成する場合がある。また、情報公開請求があった場合は、岩見沢市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (5) 提出書類は、受託可能な事業者を選定するための資料であり、無断で公募型プロポーザル以外の目的に使用しない。
- (6) 企画提案資料の受理後の差替え及び追加・削除は、原則として認めない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ市が変更を認めたときはこの限りではない。

- (7) 業務委託の仕様は、企画提案書の内容を反映したものとする。
- (8) 本業務の受託者は、円滑に業務を遂行するため、当院が発注する他の新病院建設関連業務の受託者と相互に協力、連携しなければならない。

1 4 本件に関する問い合わせ先

〒068-8555 北海道岩見沢市 9 条西 7 丁目 2 番地

岩見沢市立総合病院 事務部新病院建設準備室

電話 0126-22-1650 (内線 1270)

FAX 0126-25-0886

Eメールアドレス h-jyunbi@city.iwamizawa.lg.jp